

安曇野市人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則

安曇野市人権教育設置規則（平成 19 年 5 月 29 日教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 指導員の定数「51 人以内」を「99 人以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。